

志學館大学再入学、編入学及び転入学に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則（以下「学則」という。）第44条及び志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条第5項の規定に基づき、再入学、編入学（大学院を除く。以下同じ。）及び転入学に関し必要な事項を定める。

(再入学)

第2条 志學館大学（以下「本学」という。）又は志學館大学大学院（以下「本大学院」という。）に再入学できる年次は、志願した者の本学に在学した期間及び既に修得した単位数に応じて決定する。

2 学則第40条第2項又は大学院学則第34条第1項第2号の規定により再入学を志願する者については、学費納入済みの期（未納の学費を納めて再入学するときは、完納した期）までに在学した期間及び修得した単位数に応じて、再入学年次を決定する。

(編入学)

第3条 本学に編入学を志願できる年次は、第3年次とする。

(転入学)

第4条 本学又は本大学院に転入学できる年次は、入学以前に在籍した大学において在学した期間及び次条において修得したとみなすことができる単位数に応じて、決定する。

(単位の認定)

第5条 編入学又は転入学により本学又は本大学院に入学した学生が、入学以前に在籍した大学等又は大学院において修得した単位は、本学又は本大学院に相応する授業科目がある場合、その履修により修得したものとみなすことができる。

(出願手続)

第6条 本学又は本大学院に再入学、編入学又は転入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、次項に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 再入学、編入学、転入学のうち該当する願書
- (2) 成績証明書又は卒業（卒業見込）証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他本学の必要とするもの

2 前項の出願の期日は、前期においては2月末日（当日が休業日のときは、その後の最初の授業日。指定された期日の日が休業の場合は、以下同じ。）、後期においては7月末日とする。

3 学費未納により除籍された者が未納の学費を納入して再入学しようとするときは、第1項第4号の書類は、学費納入済み領収書又はその写しとする。

(選 考)

第7条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第8条 選考の結果、合格の通知を受けた者の入学手続及び入学許可は、学則第35条又は大学

院学則第 33 条の規定による。

(除籍された者の再入学に関する特例)

第 9 条 学則第 48 条に規定する卒業又は大学院学則第 41 条に規定する修了の要件を満たしたにもかかわらず学費未納により除籍された者が、未納の学費を納入して再入学を許可された場合は、改めて就学することなく、卒業要件を満たしたことを認める。

2 前項に該当する者については、再入学した期の末日をもって卒業又は修了を認定するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 第 1 項に該当する者の入学金は、免除する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 学費未納により除籍された者の再入学に関する細則は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。